「平成３０年大阪府北部地震義援金」募集要綱（第２版）

社会福祉法人大阪府共同募金会

１．趣旨

平成３０年６月１８日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている状況となっていることから、大阪府では府内１２市１町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

大阪府共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

２．義援金の名称

平成３０年大阪府北部地震義援金

３．受付期間

平成３０年６月２２日（金）から平成３０年９月２８日（金）まで

*４．義援金受入口座*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
| ゆうちょ銀行 | 00950-9-333113 | 大阪府共同募金会  大阪府北部地震 |
| りそな銀行 大手支店 | （普）0094445 |

※ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ＡＴＭ及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料です。

※りそな銀行及び埼玉りそな銀行の本支店（窓口・ＡＴＭ）から振り込んだ場合、振込手数料は無料です。（ただし、ＡＴＭご利用の際、時間帯により別途手数料がかかる場合があります。）

５．現金書留による義援金の送付

郵便局窓口で現金書留により義援金の送付を希望される場合は、現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

（宛先）〒542-0065 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

社会福祉法人大阪府共同募金会

６．義援金の課税上の取り扱い

この義援金は、所得税法第７８条第２項第１号及び法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第３７条の２第１項第１号及び同法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成３０年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。

７．義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大阪府へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。

８．その他

（１）災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

（２）この要綱は、平成３０年６月２２日から施行します。

平成３０年６月２６日改正（第２版）

９．問い合わせ先

社会福祉法人大阪府共同募金会

〒５４２－００６５

大阪府大阪市中央区中寺１－１－５４ 大阪社会福祉指導センター内

ＴＥＬ ０６－６７６２－８７１７

ＦＡＸ ０６－６７６２－８７１８

メール [gienkin@akaihane-osaka.or.jp](mailto:gienkin@akaihane-osaka.or.jp)